

新型コロナウイルス（パナマ各地における外出禁止措置等の変更：その１０）

令和３年９月２２日
在パナマ日本国大使館

【ポイント】

９月２７日（月）より、パナマ各地において夜間外出禁止時間等の変更が行われます。

【本文】

２２日、保健省は９月２７日（月）よりパナマ各地において夜間外出禁止時間等の変更の措置を実施することを発表しました。在留邦人が多い地域での概要は以下のとおりです。

- １ パナマ首都圏
夜間外出禁止を解除
- ２ 西パナマ県
 - （１） カピラ市
夜間外出禁止を解除
 - （２） その他の都市
夜間外出禁止時間（毎日）：午前１時から午前４時まで
３. コロン県
 - （１） チャグレス市
夜間外出禁止を解除
 - （２） その他の都市
夜間外出禁止時間（毎日）：午前１時から午前４時まで
- ４ その他の県
 - （１） ベラグラス県、エレラ県、コクレ県、ロス・サントス県、サン・ミゲリート市、北パナマ地域
夜間外出禁止を解除
 - （２） 上記以外の県・地域
夜間外出禁止時間（毎日）：午前１時から午前４時まで
ただし、各県、都市により異なることもありますので、最新の詳細情報につきましては保健省HP、インスタグラム、ツイッター等をご参照ください。
 - （３） 保健省HP
<http://www.minsa.gob.pa/>
 - （４） 保健省インスタグラム
<https://www.instagram.com/minsapma/>
 - （５） 保健省ツイッター
<https://twitter.com/MINSAPma>

以上